

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 6 年 6 月 7 日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

専決第 2 号

損害賠償の額の決定について

市道上における事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

令和 6 年 3 月 2 5 日専決

長岡京市長 中小路 健 吾

1 相手方

京都市伏見区に本社を置く開発会社

2 事故の概要

令和 6 年 1 月 1 日午後 2 時頃、相手方が長岡京市天神二丁目地内の市道第 2 0 0 5 号線を軽自動車で行中、街路樹に接触し、車の一部を損傷した。
なお、怪我をした者はいなかった。

3 損害賠償の額

2 8 3 , 1 0 7 円